

第三十九回国会 衆議院 大蔵委員會議録 第四号

昭和三十六年十月十三日(金曜日)

午前十時九分開議

出席委員

委員長 小川 平二君

理事 嶋田 宗一君 理事 黒金 泰美君

理事 細田 義安君 理事 毛利 松平君

理事 山中 貞則君 理事 辻原 弘市君

理事 平岡忠次郎君 理事 横山 利秋君

足立 篤郎君 伊藤 五郎君

大久保武雄君 岡田 修一君

金子 一平君 久保田藤磨君

田澤 吉郎君 高見 三郎君

永田 亮一君 濱田 幸雄君

坊 秀男君 吉田 重延君

有馬 輝武君 石村 英雄君

佐藤觀次郎君 藤原豊次郎君

堀 昌雄君 武藤 山治君

安井 吉典君 春日 一幸君

出席政府委員

大蔵事務次官 天野 公義君

大蔵事務官 (主計局法規課) 上林 英男君

大蔵事務官 (理財局長) 宮川新一郎君

農林事務官 (農林経済局長) 坂村 吉正君

委員外の出席者

大蔵事務官 (大臣官房財務) 有吉 正君

農林技官 (農林経済局金) 立川 基君

参考人 (日本銀行総裁) 山際 正道君

専門員 坂井 光三君

十月十一日

委員藤井勝志君辞任につき、その補欠として井出一太郎君が議長の名で委員に選任された。

委員井出一太郎君辞任につき、その補欠として藤井勝志君が議長の名で委員に選任された。

同日

本日の會議に付した案件

農業近代化助成資金の設置に関する法律案(内閣提出第一〇号)

証券取引に関する件

○小川委員長 これより會議を開きます。

金融に関する件について調査を進めます。本日は、当面する金融政策上の諸問題について、山際日本銀行総裁より御意見を聴取することといたします。

山際総裁には御多用中のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

では、まず山際参考人より御意見を述べていただき、その後には質疑を行なうことといたします。山際参考人。

○山際参考人 いろいろの最近の金融経済情勢についてのお尋ねに多少とも御参考にならうかと考えますので、まず最初に、最近における金融経済情勢の一般につきまして、ごく概略でござ

います。私が申し上げておきたいと思

います。私は、本年二月でございしたか、

の当時における金融経済情勢について

の設備投資意欲というものは、各般の

の先行きの見通しについてはなかなか

の設備投資意欲というものは、各般の

の先行きの見通しについてはなかなか

の設備投資意欲というものは、各般の

の先行きの見通しについてはなかなか

の設備投資意欲というものは、各般の

米非常な好況に恵まれて、おのず

から経済にも力がつき、また企業家

の目標に向かって突進するという可能

性があるという点を、私は当時実は最

も懸念しておったのでございします。

かして、もしそのような事態が発生

した場合には、政府といたしまして

しては、その考えられておる方向と

の偏差をなるべく臨機に修正してい

ることを申し上げて参ったと思つて

得ないという判断のもとに、七月の

下旬でありましたが、公定歩合を一

引き上げたのでございします。また、

引き上げたのを背景といたしまして、

規制等による量的引き締めも一そう

強化することに努めて参ったのでござ

います。ただ、その際輸出の増進を

いたしまして、輸出金利につきまし

は、一般金利を引き上げますのと反

対に一厘方引き下げて、輸出増強に

日本銀行から資金を借り出します場合の利率適用の強化措置等を併用いたしまして、一段と金融引き締めを強化する態勢をとりまして、国内需要を極力抑制することに強い態度をもって臨むことといたしたのでございます。ただ今、九月の措置につきましては、七月の場合にも申し上げました通り、輸出振興の見地から輸出貿易手形の金利は、前回公定歩合引き上げの際には、今申し上げました通り逆に引き下げたのであります。九月の場合にはそれをそのまま据え置きまして、さらにこれが輸出の増進に資することを期待いたしましたのであります。同時にまた、これは毎々申し上げておることでございますけれども、とかく金融引き締めの影響は中小企業にそのしわが寄るといふことをあらかじめおそれまして、極力金融機関に対して、この点に関して十分の配慮を求めて参った次第でございます。

かようにいたしまして、今回われわれといたしましては、かなりきびしい金融引き締め措置を講ずるに至ったことは、結果から申しましてまことに遺憾なことではあります。私は、日本経済は過去数年の著しい好況を通じまして、その蓄積せられた力というものは相当なものに達しておる現在、ある程度のきびしい施策を打ち出して参りましても、そのために経済が慢性的に不況に陥る、あるいは弱体化するというようなことはなく、むしろかかる訓練にこそ鍛えられまして、将来一そう健全な発展が再び期待せられることを確信いたしておる次第でございます。日本経済は、俗に申されますけれども、これは年令にたとえますならば、いわば青年期にあると思ふのであります。決して老衰期にあるわけではないし、また他の十分な保護、保育を必要とする乳児の時代でもない、いわば青年期に入つておる時代であると思ふのであります。力余つてこの潜在的なエネルギーが特に過度に発揮されるという傾向は生じがちでありますけれども、かかる行き過ぎに対して、適時に適当に調整の措置を講じる期間を与えますことは、将来さらに一そうの飛躍をここに

期待できるということに相なるうかと実は考えておるのでございます。先般、私はIMFの総会に出席をいたしました。各国の代表者の諸君とも会談をいたしましたのでありますが、大多数の人は、日本経済の驚異的な過去の成長に対しては、むしろ非常に羨望の念を抱いておつたのであります。しかして現在の国際収支の悪化が、幾たびか過去において日本がかかる機会に遭遇しながらも、よくこれを克服して次の飛躍の段階に臨んだということに思い出し、今回もおそらくは同様の経路をたどるであろう、かような意味において日本経済に対しての信頼をつないでおるような実情に接したのであります。私も同様にいたしましては、かかる国際的な信用にこたえる意味におきまして、今回の景気調整の措置の効果を十分に今後おさめて参ることこそ一そうの努力を払いたいと考えてございます。

以上、大体において最近の金融経済情勢についての御説明を申し上げた次第であります。

○小川委員長 続いて質疑を行ないます。通告があります。これを許します。堀昌雄君。

堀委員 ただいま総裁から現状につきましてのお話がありましたけれども、私は、まず今の経済情勢——私出身が医者でございますから、これはやはり経済全体が病気に陥つた、こういう状態を判断をいたしました。そうしますと、われわれ医者の常識からいいますと、一番肝心なことは、この病気の根本的な原因が何かということをはつきり突きとめないと、それに対

する確かな治療方針というものは出て参らないわけでございますので、今ちょっと抽象的にはお触れになりましたが、現在のこの状態の一番根本的な原因は、総裁はどういうものか、どうふうにお考えになっておるか、そのことについてお考えを承りたいと思ひます。

○山際参考人 そのお尋ねの点の分析は、なかなかむずかしい問題を包含しておる。人によつていろいろ所見も異なるうかと考えますが、私自身として考えておりますことは、根本的には、御承知の通り戦後わが国の経済はいわゆる自由経済組織を基本といたしまして、対内的にも対外的にもなるべく統制をはずして個人の創意工夫を十分に生かすことによつて、最も合理的な経済の運営をいたして参ろうという体制にあることは御承知の通りと思ひます。かかる体制がさらに進行を続けておる際に、ここに一つのまとまった成長計画なるものを考え出し、それを実行して参るといふことは、これは実行上非常にむずかしい問題をそこに包含するといふ事象であるうと実は思ふのであります。私は、政府なりその他責任者が、国民に対して一定の成長の目標を示され、国民に希望を抱かせるというところは、非常にけつこくなことと思ひます。ただ、これを的確にやつていこうといたしますと、根が自由経済組織でありまして、自由経済組織は、御承知の通り個人の創意工夫によつて需要が起りあるいは供給が生ずるというこ

景気の変動ということとは、自由経済組織からなかなか取り除きにくい点であります。それらの点と、それから一定の、何と申しますか、予定というか、計画というか、これによつて成長の速度を進めていこうという考え方、その調整という問題が、ここに私は非常にむずかしい技術的措置を要する点ではないかと実は思ふのであります。この意味におきまして、私は両者とも、別にそれ自体としてあやまちはないと考えておりますが、いかにしてこれを調整していくかという技術の問題につきましては、これは一般にわれわれがもっと真剣に考えなければならぬといふことを実は考えておるのであります。世間往々この成長の計画を示しますと、何でもかんでも一本調子に年々同じペースでそこまで行くものだとか考えがちであります。景気が申しますならば、万年景気の幻想を抱きがちであります。しかし、現実には自由経済主義の基盤に立つておりますから、特に景気の変動があるといふことは免れがたいのであります。その両者をいかに調節するかということについてのいろいろ工夫なり手段なりというものは、漸次これから、この経験を基礎といたしまして研究されていってしかるべき問題ではないか。私も思ひましたし、この調整手段として、金融政策は最も重要な地位に立つておりますが、それらの点について今後十分の目的を達しますように勉強をいたしたい、お互いに戒め合つておるような次第でございます。

○堀委員 根本的な原因は、自由主義経済というものと計画の問題との間の調整だといふふうにおっしゃつたわけ

ような条件が、原因と関連して私はあるのではないかと感じますが、その点について窓口での規制といえますか、引き締めとおっしゃることは、本来どの程度に実効力はあつたのか、やはり何らか他の法律的に背負いかへかがない限りは、率直に申すと、狭くはなるが底抜けといえますが、断わり切れないというような条件がうしろにあるのではないかという点が感じられるわけですが、その点はいかがでございましょうか。

○山陽參事人　この点は年初来、たまたま御説明申し上げたごとく、引き締め政策をとって参りまして、現在すでに相当浸透いたしておると思ひます。今日の情勢においても銀行等にお尋ねがあれば、この量的に引き締めは非常にきいてきておる。われわれとしてはほとんど新しく金融的に活動する能力がないぐらいに強くきいてきておる、こう答えるだろうと実は思ひま

す。が、私どもといたしましては、なかなか今日の段階に相なりますと、金融措置だけでこの大きな力、勢いというものをとめることがなかなかむずかしい。むしろ取引の平和を害し、あるいは手形の不渡りを生ずる、あるいは企業が取りつぶされる、あるいは銀行が店を締めるというようなことがあれば別であります。そうでなしに、最小限度に経済の運営を円滑に進めなが

ら、しかもよいな資金は極力抑制して、いかうことに相なりますと、どうしてもこの程度の資金というものは供給せざるを得なかったということになります。私といたしましては、現在の事態はただに金融措置だけで解決するものとも思いません。そこで、財政

上の措置としてもいろいろ御配慮を願いたいし、また行政上の指導等の方面においても、その基本であるところの投資意欲自体あるいは投資計画自体について、根本から一つ調整をおはかり願いたいということをお願いをして参りましたわけでございます。今回の国際収支改善策として政府で御発表になりましたものの中にも、その財政的手段と同時に、また行政的手段も考えられておられますということは、これらのものが相待ちましておそれる今後相当効果を發揮して参ることであらう、かような事態と考えております。

○堀委員 大體原因については伺いましたので、今度は現状、症状でございますが、今、非常にはつきりしない言葉でございますがデフレという言葉がございいます。今の現状は私はもうデフレ政策が行なわれておるといふふうに感じておるわけでありまして、日銀の方では、最初にお話をいただきましたが、現状をどういふふうにお考えになつておられますか、伺いたいと思ひます。

○山際参考人 悲問いろいろ言われましてデフレ政策なるものは、その意味するところが非常にはつきりいたしません。が、もしそれが経済取引を円滑に行なうのに通貨の量が足らない。そのために方々に摩擦を生じていろいろな社会的な犠牲を生ずるという意味であるならば、決して現状はデフレ段階に入つておるとは考えておりませんし、またそうすることは賢明でない。もつとさかのぼつてもとを断つことによつて、さような症状に入ることをとめていく方がより賢明であると実は考えてやつておる次第でございます。

○堀委員 その次に、先ほどお話しになりましたが、国際収支の赤字は短期間には、なかなかこれまで大規模に発展をしてくると回復が期待しにくいから、長期にわたる引き締めをやらないければならない、こゝういふふうにおつしやつたわけであります。日銀としては国際収支の回復の時期を大體いつごろとお考えになつて引き締めをおやりになるつもりなのか、その点を一つ伺いたいと思ひます。

○山際参考人 現在考えておりますことは、これはなかなかむずかしいことでございますけれども、少なくとも来年の今ごろ、すなわち来年の下期ごろには国際収支の均衡を回復するということをめどにして策を進めたい、かように考えております。

○堀委員 来年の下期に輸入入バランスが回復をするということになりますと、私は大體鉱工業生産がある程度横ばいの状態にならないと、さういふふうにはならないのではないかと、昭和三十三年の例を見ましても、三十三年は鉱工業生産はずっと横ばいでございまして、さういたしますと、来年度もさういふことで、あのときは在庫投資の関係で今度より問題は簡単であつたかと思ひますが、今度はもっと症状が深部に達しておる状態に対して、来年の下半期終りごろに回復するということになるならば、私は当然鉱工業生産といふものの動き方は横ばいでない、輸入の増加を抑えきれないのではないかと、こゝう考えておりますが、いかがでございますでしょうか。

○山際参考人 実は私は、今申し上げましたような目標でやつて参ります場合に、鉱工業生産が横ばいと申しますか、何ぞぐらゐの増減によつて落ちつけるかといふこまかい計算を持つておられませんので、はつきりしたことは申し上げかねますけれども、どうしても抑制措置をとつて参ります関係上、鉱工業生産が少しスロー・ダウンするといふことは避けがたい結果であらうと私は考えますが、よく均衡をとりながらさういふ趨勢を持つて参りますならば、経済上大した破綻を生ぜずしてその目的を達し得るのではないかと、現在のところさう考えております。

○堀委員 実はこの国際収支の均衡を回復する問題と、先ほどからお話の調整したいとおつしやる、この考え方とは、ちよつと根本的には対立をする問題があると思ふのでございまして。国際収支をバランスさせるということのために、ある程度いろいろな抑制といふものをかなり強くやらなければならぬ。病気が重ければ重いほど治療についてはかなり思い切つたことをやり、長期にわたつてやらなければならぬといふのがわれわれの側の医者としましての原則でございます。経済でも私は同じだろと思ひます。要するに、なまはんな治療を長く続けておれば、病氣はなおらないといふのがわれわれの現在の医学の考え方でございますから、さうなりますとどうしてもここぞかなり思い切つたことをやらなければならない。どつちをとるか、病氣を早くなおすためには、体に少しこたえてもなおすといふ側の考え方と、もう少しゆつくりと、長期間かけて養生をしようといふことと、二つ態度があるかと思ひますが、総裁はいずれの方を重くお考えになつてまいらうか。

○山際参考人 その点はなかなか経済診断上むずかしい問題でございますが、私といたしましては、一方において患者の体力といふものを考えなければならぬ、今日まで発展をいたしました、相当内部蓄積も多くなつて、いろいろ風雪に耐えるだけの力も備わつて参つておるのに思ひますので、相対きつ手手段をとる必要があると思ひますけれども、そのために角をためて牛を殺すようなことには及ばずして、なお大體所期の目的が達成される、かように考えております。

○堀委員 全くお話のようによければ、私はもう山際さんは名医だと頭を下げざるを得ないわけでございますが、やはり問題は、最初お触れになつた、體質が十分強いのかどうかということ、私はこの問題の非常に重要な点になるのではないと思ひます。ですからほんとうに體質が強ければかなりな引き締めが耐えられると思ひますけれども、その中にも、実は體質といふのは、人間ならば体が一つでございますけれども、経済の問題の場合には大企業、中小企業という格好で全体が一つの體質ではなくて、強い體質と弱い體質が混合いたしておりますから、なるほどその強い部分は耐えられる。しかし一番弱いところにピンポイントを合わせるすべし、それは相当ゆるやかでなければならぬ、こゝういふ格好になる点に、私は人間の体より少し日本の経済の方は――諸外国は大體人間の体に近いようでありまして、日本の経済構造はどうもその点バランスが少し違ひますので、こゝで非常に問題になつてくる。さういたしますと、かつて池田さんが中小企業の二軒や三軒つぶれても

大したことはないじゃないかとおつしやつた時代があつたわけでありまして、いみじくも今の引き締めをする際の資本主義的現象をそのまま率直に述べたことじゃないかと感じますが、さういふ場合の見通しでありまして、一番弱いところにピンポイントを当てるがらおやりになるのか、一体どういふ體質としておやりになるかをちよつと伺つておきたい。

○山際参考人 実際問題といたしまして、現状において企業の設備擴張の條件を備えておるのではないと思ひます。むしろ中小企業の場合におきましては、自由化を控えて国際競争場の合理化要求が非常に強つてございまして、またその必要もあるかと存じます。従つて、今回の引き締めにあたりましたは、まずその間を差別いたしました。なほ引き締めが大丈夫といふ方面には十分な圧力をかけますけれども、この点は手心を用いねばならぬといふことで、たとえば先ほど申しました中小企業方面の金融問題につきましては別段の考慮をするという、やや複雑な処置が必要かと実は考えております。前回の引き締めの場合にも私はさう考えておりました。極力今度もその間は差別していきたくと存じております。

○堀委員 過去の例によりますと、いつも日銀も政府もさういふふうな氣持でやりたいとはおつしやるのです。が、結果としてさうなっていない事実があるわけでございまして。これはやはりたいという希望とやる人たちが、これは市中銀行が主体であります。立場がちよつと異なつております。市中銀行の方は、さつき最初に申し上げました

したが、私は計画というものは、本来計画がこうございますならば、それと同じように何らかのコントロールをする力がついていないものは計画ではな
いと思うのでございます。要するに、自由主義経済というところは、本来計画というものは成り立たないところなのではないか。計画をするということになると、統制といいますが、コントロールする力がその経済の中に働いたときに計画というものが成り立つというふうには私は考えるのです。どうもいろいろの国会で私伺つてみますと、言葉は計画だけれども、気持は目安だ、これは計画だけれども、というふうなことをおっしゃった。この違いが、実は経済の担当をしておられる方に非常に心理的に悪い影響を与えている。計画なんだから、この通りに行く

だろ」という心理的安心感が、投資が投資を呼ぶという非常に危険な状態を発生させた一つの大きな原因じゃないかと私は思っているわけです。もう一面から見ますと、現在一兆円、年末には一兆五千億円の日本銀行の貸し出しというようなことは、私は世界的に例のない状態だと思ふのでありますけれども、国家資金がこのような格好で供給をされるということになるのなら、反面的にある程度の統制が加えられざるを得ないような客観的な情勢も生じてくるのではないか。自分たちの資本のワクの中でおやりになることなれば、自由主義経済でどのようにおやりになろうと問題はありませんが、そういうふうな点で成長計画というものが出てきたことが、ちょっと基本的な問題があるし、それが出たために実行上の調整ということが困難なことになつていふふうに私は感じるわけであり

ますけれども、この点、自由主義経済というものと成長計画というものの、最初にお触れになった調整については一体どちらの方に比重がかかるのか、おかけになってごらんになるつもりなのか、その点をちょっと伺っておきたいと思ひます。

○山際参考人 ちろん私も自由主義経済の体制を整備すべく努力すべきである、それが基本と考えております。対外的な自由化の問題にいたしましても、なおそれに備えるために鋭意努力をしたいという気持でおるのでございます。一方また申し上げました通り、一つの目標と申しますか、努力の基準を持ちますことは、これはただに政府御当局のみならず、民間にとりましても、ある意味においてはやはり一つの助けになるかと思ひます。問題は、今御指摘のこの両者の調整をどうするか、申し上げましたように、自由経済には景気の波が起るがちでございまして、一方において、片方の計画なるものが存在するという場合に、この両者をしよっちゅうつき合わせまして、少し今行き過ぎる、あるいは少し行き足りない部分が出てくるということとを常時調査してコントロールし得るような調整手段というものについて、私は一段とこの際工夫をこらす必要はあるかと実は考えております。かくのごとくすれば、自由主義経済を基本とする社会においても、ある程度の経済計画なり成長計画なりというものは円滑に取り運ぶ道があるというように考えている次第でございます。

○堀委員 自由主義経済には循環があるという事は、私もさうだと思ひております。最近の様子は、四年

目に一回はこういう状態が起っているわけでありまして。ところが池田さんは、昨年、九三三年成長政策ということでおっしゃったわけですから、この表裏の中には、どうも循環がない、一本調子だというふうな国民は受け取ったのじゃないかと私は思ふのです。政府は循環なしの強気一本の成長だ、日銀は循環がある、私は、基本的にここにちよっと考え方の相違が感じられるわけでありまして。そこで、私これにあわせてちよっと伺っておきたいのは、こういうことの場合に、一般にはどうも日銀は政府の方に非常に引っぱられてやられているのじゃないか、いろいろな操作が非常におかれているじゃないかというのがわれわれの耳に聞こえておりますが、この中立性との関連において、今の政府は九三三年一本調子、日銀は景気循環があり得る、こういう基本的なお考えの相違の上に立て、中立性の問題はどうかというふうにお考えになっておられるかをちよっと承りたいと思ひます。

○山際参考人 この際に、日本銀行の立場について各方面でいろいろと御検討をいただくことは、われわれとしては非常にしあわせだと思ひます。われわれとしてはそれらの御意見を十分に参考にして進むべきだと思ひます。しかしながら、私もさうだと思ひます。は、法律によって与えられたわれわれの地位は十分その責任とその権限を確信いたしておるつもりでございます。ただ、私の最も配慮いたしておりますことは、日銀のみが独走いたしまして、なかなか現在の趨勢においては効果をあげる点がある。できれば関係の方面、政府、産業界、金融界等

を説得いたしまして、同じ歩調、同じ向きにそれをみんなそろえて進んでいくというところの方が望ましい、そのために実は非常な努力を費やしておるわけでございます。それは、すでに各方面においていろいろ研究の結果の論議でございますし、意見がでておるわけでございまして、あたかも百家争鳴のようになつておることはまことに遺憾でございます。考え方といたしましては、全体の協力を得、納得を得て進んでいくことの方が効果が多いという見地からやっておることでございます。で、私もさうだと思ひます。法律によつて認められた中立性を軽んじておるわけでは毛頭ございません。どこまでもみずからの責任において判断をいたしております。

○堀委員 お話はその通りと思ひます。四月から量的な引き締めをやつて、七月から公定歩合の引き上げをおやりになつたということは、今のお話からするならば総合的な政策もそこらで始まらなければならなかつたにもかかわらず、実はやはり金融独走の格好で、四月から引き締めをやつて、七月から公定歩合をやつて、最後の公定歩合を上げるときによりやく総合的な施策ということになつた経緯を見ますと、私は必ずしも今おっしゃつたような問題がスムーズにいつておつたというふうにはちよつと理解できないし、総合政策が非常におくれたということが、さつきお触れになつた大規模に進展して、早期の回復が期待しにくい原因じゃないか、私はさういふふうには感じますが、その点はいかがでしようか。

○山際参考人 申し上げましたように、日本銀行をいたしましては、その与えられた権能を最も有効に果たせるにはどうしたらいいかという見地に徹しまして、実は今日まで参りましたわけでございます。政府その他の財政、行政等に属する問題につきましては、これは政府にいろいろお考えがあるうと思ひますけれども、私もさうだと思ひます。金融問題に関する限りさうな気持で今日まで参つたようなわけでございます。ただ一つや遺憾に存じましたのは、昨年の秋から将来の国際貿易自由化を控へまして、日本の資金コストをなるべく安くしたいという考へで金利の引き下げが行なわれております。ところがこれに非常に時間を要した、時間を要したということは、最後に残つたのは税制の問題もございまして、もう一つ郵便貯金の問題もございまして、法律の改正によつては、行ない得ないという障壁があつたわけでございます。事態はどんなに変わつたか、非常に機会に恵まれたといふべきこの立法の手續によつては、その金利の改定ができなかつたといふことであるために、やや予定より遅延いたしましたという事は、私、今日率直に申しまして遺憾に思つております。

○堀委員 どうも今のお話は、きょうは時間がございませぬから、また大蔵省にゆつくり尋ねなければならぬ問題だと思ひますが、そのときに、私一月に申したわけでありまして、ちよつとそれに触れて、預金金利が実は上がつておられません。公定歩合が二回上がりまして、預金金利は上がつていない。新聞で伺いますと、預金金利は上げたたくない、上げない方針だといふうに総裁は申しておられるように思ひますけれども、これは一体なぜか、それも経済の自然現象の中ではなくて、何か政策的に預金金利を上げないのかどうか、これを一つ……。

○山際参考人 預金金利の問題につきましては、もしも事態が予想以上に長期化するような形成でありますならば、これは当然蓄積を増加する意味において触れなければならぬ問題だと思ふのでございます。しかし、この際非常に配意すべきことは、金利の關係は関連する範囲が非常に広うございまして、あるいは社債の金利、たゞいま申しました郵便貯金の問題であるとかあるいは税制の問題であるとか各般のことに関連をいたしますので、投資者の側からいたしまして、さういふんにはこれは変えない方が計画的な貯蓄ができるというふうな点もございまして、また取り扱ひの實際から申しまして、これはやや期間をかけて、考える場合に考えればいいのじゃないか。今の段階はさうまでいかずして、方向の転換を比較的短期間に解決し得るのではないかと、さういふことで触れないでおるわけでありまして、将来の情勢のいかによりますと、絶対にこれは触れぬという問題ではございませぬ。さう御承知願ひたいと思ひます。

○堀委員 ちよつと前段にお話になつたことと今つじつまが合わないのですが、比較的早い機会に今の公定歩合を上げておる状態が解消できるのだという期待のもとに上げないのだとおっしゃつたのですが、引き締めは長期にわたつて来年の暮れでなければ国際収支の改善にならないとおっしゃるならば、その間に公定歩合が下がるような

に見ると、いう程度の技術的な手直しはいたしております。ただ大きく金融措置と申しますほどのことは実はございませぬ。しかるに、河内申して、

最近の証券界は以前の証券界と違いま
して、非常に大きく金融措置と関連を
持つ大事な資本市場の一翼をになうこ
とになって参りましたから、われわれ
としては十分に関心を持ちましてその
成り行きは注視いたしております。ど
ういう場合にするかというお話になり
ますれば、ただいま申し上げました通
り、社会的に信用の秩序を維持しなけ
ればならぬという段階に参ります。す
ば、われわれとしても当然そこで考え
なければならぬ。しからばいかなる方
法をとるかということは、そのときに
現われておる事態に応じて最も有効適
切な方法によるということにお答えを
申し上げるほかはないと思ひます。

○佐藤(観)委員 池田さんの高度成長
政策のあたりで大衆投資家は一千万人
以上じゃないかと思ひますが、社会不
安のような状態が起きた場合でもその
まま日銀は捨てておかれるのか。日銀
というのは心理的な影響が非常にあり
ますので、日銀が金融的な措置をとるこ
とだけでは相当影響すると思ひま
すので、その辺のことだけ伺ひいた
します。

○山際参考人 申し上げましたよう
に、株価の情勢が単なる投資家個人
個人の利害というものを離れて、一つ
の社会の秩序を大きくゆさぶるという
ことになりますれば、これはむしろ日
本銀行が介入すべき段階だと私は考
えております。その辺は情勢をよく見ま
して措置して参りたい、かように考
えております。

○堀委員 最後に一つだけ。第三・四
半期におけるいろいろな揚超、散超の
関係でありますけれども、本日の新聞
を拝見いたしますと、日銀の方では、

外為の揚超が大体八百億圓くらいにな
るという計算で第三・四半期における
資金計画をお考えになつておられる
に伝えられておりますけれども、大体こ
ういうことでございましょうか。

○山際参考人 実は私はその新聞記事
をよく承知いたしておりますけれども
も、どの程度にわたる国際収支改善の
ための総合対策というものが今後影響
してくるかというところはなかなか判断
がむずかしい問題であります。ある程
度は見込んでの数字かと思ひます。す
けれども、なかなか第三・四半期もむずか
しい事態であるというところは、私は率直
に申し上げざるを得ないと思ひます。
むしろ散超期に入りまして金融的には
多少楽な気持ちになろうと思ひます。す
けれども、一方今の外国為替の問題もござ
います。全体といたしましてどの程度の
目標を立てていくか、これは今の政策
の遂行が時々刻々事態を変化させるか
と思ひますので、常時それらを追いま
して数字を改訂して参りたいと思ひま
しております。

○堀委員 それでは一応現状では八百
億くらいにお考えになつておられると承
知してよろしゅうございませうか。

○山際参考人 新聞に出ておられるとい
う数字、今お示しの数字というものは、
私の方で出しておる数字じゃないよう
でございませう。なおその点はよく精査
いたすことにいたします。

○堀委員 じゃ今現状では大体どのく
らいにお考えになつておられるだけ伺
ておきたい。

○堀委員 大体全体にわたつて伺いま
した。最後に、医者というものは予後
を必ず見ることが一番肝心なのでござ
いまして、予後は大体来年の下半期に
は回復するという御診断のようござい
ます。しかしこれは結局今後の症状と
治療との関連でございましてござい
ますので、私どもは本日お越しいただ
き、ただでなく、今後ともときどき症状も
診断していただき、処方箋もときどき
見せていただきたいと思いますので、
重ねてお願いいたしまして参ります。

○小川委員長 横山利秋君。

○横山委員 先ほど山際さんの冒頭
のお話を注意深く実は聞いておりました。
た。おそろしく書いていらつしたと思
ひます。それから、よほど準備をされて
おつしたと思ひます。その中に
こういう言葉がございました。企業家
の自信が日本では非常に強いから、そ
れに対して一定の政策的方向がはつき
り示されると突進をするという状態が
ある。これは非常に注意をされてお書
きになったと思ひますが、言葉
を御注意なすつて書かれたと思ひま
すが、御注意なすつて書かれたと思ひ
ますが、そういう企業家が自信の強い
今の日本の事情では、逆に申せば、は
きりした政策的な方向を示さなかつた
らかかるとはあるまいにというお考
えが内蔵されておるのでございまし
うか。

○山際参考人 お話の前段の、どうも
日本の企業家のみならず、日本人全体
でございませうが、やや大きく幅広く動
くという性格はある、これは現実の社
会生活においても私は認めざるを得な
いと思ひます。従ひまして、

一つの目標が示されました場合に、自
分のシェアというものを考える、その
ためにいわゆる過当競争になつてもと
にかくやるというような傾向というも
のは、私は否定できないと思ひます。
しからばなかりせばどうであつたか
という問題でありますが、これは私は
全体を復興期において秩序よく持つて
いくためには、やはり何がしかの方向
なり何がしかの目標なりを示す方が親
切だと思ひますが、無用な競争をより
一そう高める、あるいはむだをより多
く費やすということをするため
には、そういう考え方は私は私はい
ではないかと考えております。

○横山委員 抽象的な論議をしてお
るのではございません。私はあえて申し
すけれども、きょうはあなたを私ども
としては激励する、そういう意味でい
やみをたらたら述べるのではない。現在
の日銀の最近の推移というものは、き
めて不満を感じる、そういう意味合
で、私はもつとしゃかりしてもらいた
い、もつと日銀というものがきざんた
る態度をもつて、みずからの使命に徹
してもらいたい、そういう意味で、私
はこれから苦言を呈するのでありま
す。まさかあなたが先ほどおっしゃ
たことは抽象論であつて、現実的な
今の課題を言つたのではないと思ひ
ます。しるはずはないと思ひます。です
から、こういう企業家の自信の強い日
本で、ああいうのはきつした政策方向
を示されたから突進したのだということ
は、あなたも用意の上でおっしゃつた
と思ひます。この点について、もし
も高度成長政策というものがあ
うはきつした形でなかつたならば、

このような状態には全然ならなかつた
とは言えないけれども、カバーされた
のではないかとあなたも所信を私
は承つたと思ひますが、違
ひましたか。

○山際参考人 私が申し上げましたと
ころと、お述べになつたところとは、
やや違うように思ひます。私は申し上
げましたように、ある程度の復興期に
この目標を掲げようというところは、民間
をも非常に裨益するだらうと思ひま
す。ただ問題は、申し上げましたよう
に、自由経済体制で動いておる場合
に、そういう目標を掲げた場合に起
り得るいろいろな摩擦を調節するため
の手段なり手段なり、そういうもの
について、私はなお研究を要するの
ではないか。そうしてそこに十分な伸縮
性をもつて、臨機応変に調整を加えて
いくということに対する用意というもの
を、もつともつとわれわれは研究す
べきではないかというところは、実は感じ
ておるわけでありませう。

○横山委員 せっかく久しぶりにお
いになつて、私どもが議論をいたしま
すのは、当面どうあるべきかというこ
とと合わせて、根本的に日銀はどうあ
るべきかという大事な議論であります
から、できるならば山際さんも歯に
ぬを着せずに、この際はきつ日銀の
立場というものを宣明せられんことを
私は望むのであります。

あなたは七月二十一日に一厘引き上
げて、わずか一月を経ない八月の下
旬に記者会見で、なるべく早く公定歩
合を再引き上げをするべきだといふよ
うな意味のことをおっしゃいました。
これが一つの導火線のようになつて、
やれ引き上げるべきではない、引き上

けるべきだというような、あなたの言う百家争鳴となつたわけでありませう。そういう意味ならば、七月二十一日の引き上げというものは、一厘が適当であつたか、あなたの判断として、かりに二厘が適当であつたと思われたのであればあるまいか。一体、一カ月間の見通しがあなたには立たなかつたものであろうか、そういう点については私は疑義を持つてであります。堀委員が先ほど申しましたように、もう少し手早く深度の深い措置をとつたならば、このようなことにはならなかつたのではあるまいかという気持があなた自身の中にも実はあるのではございませんか。七月二十一日の措置は適切でございしたか。

○山際参考人 七月二十一日、公定歩合引き上げの直前に、先ほども申しましたが、産業界並びに金融界の協力を得まして、設備投資一割削減という問題を提起いたしました。喜んで各界は協力をするという事に相なつた事実があるのです。その経過も考えまして、この際引き上げ幅、両々相待つて一厘でよろしいというふうに判断いたしました。これは無論私の責任でございませう。八月幾日かに再引き上げの要ありということをお知らせしたように新聞でござらんになったということでありませうが、私はさようなことを申しした記憶は全然ございません。公定歩合の問題は、引き上げが行なわれるあるいは引き下げが行なわれれば、それによつて説明するべきであつて、事前にそれを云々するということは、当然日本銀行側からは出るはずのものでないと思ひます。従つて、それは私は存じませんこととあります。

それから、公安歩合の操作をいたします場合に配慮しております点は、先ほど申しました通り、何とか独走にならずして、上げたけれども何にもならなかつたということでないに、その機会に關係各方面に実情を訴えて、その共鳴を申しますか納得を得て、できるだけその措置に効果をあらしめたいというのが私の實際経験いたしました事実でございませう。さような心境のうち、七月並びに九月の引き上げを行つたということをお知らせしたいと思ひます。

○横山委員 その点は不十分だと思ひます。その点はまさかあなたは新聞やラジオをござらんになったりお聞きにならないこととはあるまいと思ひます。七月二十一日に一厘引き上げて、わずかに一カ月を経ない八月の下旬からけんけんがくがくと、あらゆる経済關係はもろろん、経済評論家はもろろん、ジャーナリズムはもろろん、全部が公定歩合の再引き上げを論ずるゆゑにに至つたものを、一番その心臓であるあなたも、全然考えてもいなかった、思つていなかったということは断じてあるまいと私も思つておるのであります。わずかに一カ月の間に、再引き上げの議論が起るゆゑのものは、一カ月前の措置が適切でなかつたという証拠ではございませうか。そう思われませんか。

○山際参考人 いやしくも日本銀行が行ないます金融措置において、一カ月にさういうような激変が起ることというのを予想するかしれないかという問題はあまりないと思ひます。大抵は多少の時間を置いて情勢を判断いたします。いかなる新聞によつて御承知になりましたか存じませんが、私も、私も日銀當局者といつたしましては、その必要ありということをお知らせした覚えは全然ございませう。もし真にその場合に必要ありとすれば、その場合に具体的な措置をとりたいたいと思ひますけれども、私はさようなことを申しした覚えはありません。

○横山委員 不十分でございませうけれども、あえて私は、あなたの御答弁に不満の意を表して次の質問に移りたいと思ひます。あなたはここで盛んにおつじやることは、金融政策、日銀に許された権限だけで済まうまいかといふこと、これを言つておられるのでありますが、これは逆に言葉をかえて言えば、この金融引き締め政策について、あなたがその直接的な効果を疑つておられる、ないしはその直接的効果ということについての主張を非常に消極的に解しておられる。公定歩合の引き上げの心理的効果だけを考へて、直接的効果を世間に認めさせようとしてはいないかと考へます。そういう考へは本来日銀の考へであつてはならないはずであります。金、金利引き上げ政策の効果をみずから放擲してゐるやうなもので、私はそう考へられてならないのであります。大抵三十二年のあの金融引き締めが短期間でうまくいったという点について、私もはあのと議論をしたわけでありませうが、短期間でうまくいったということは、日銀と政府のその話というよりも、日銀も用意、手段が適切であつたと思ひます。同時に政府の關係間における意見の不統一というものが急速に解消されて一本になつた。今回はそれが考へても、政府と日銀の間に

ほんとうに見苦しいばかりの意見の不一致があつたとみんな思つておるのであります。こういうことではないとおつしやるならば、どうしてそんな話が世間にさうも伝わるのかといふことに御反省を願わなければならぬ。關係の中で、ある者は引き上げるべきだと言ひ、ある者は引き上げるべきではない、総裁としてどうお考へでございませうか。

○山際参考人 むろん、すべての人が社会の事象について自分の意見を述べることが自由であります。ただ、今の迷惑千端であります。従つて、相なるべくは、さうな問題はむしろ専門家の方におまかせ願うほどの、何と申しますか、態度に出してもらいたいことがわれわれの希望であります。ただいまいろいろお述べになりましたけれども、私は金利機能を輕視するものではありませう。これは世間がそれほど問題にするだけやはり日本においても金利機能の影響というものはあるものと私は信じております。ただ、現実の問題としてしまして、欧米金融界における金利操作というものが鋭敏に働くという體質には実はまだなつていないという気がいたします。そこで、事態は遺憾であります。過去にもその例がございましたが、金利操作だけで鎮靜できる場合もありませう。またそれだけではいかぬ、もう少し幅広く各界同じような歩調の統一を求めなければならぬという

事態もあるうと思ひます。今回はその事態が自由化の問題あるいは各種の合理化要請等を控へまして、金利機能だけではなかなか十全の目的を達したと思ひましたので、つとに私は各方面のその目的達成のための協力を求めたわけでありませう。従つて、政府におかれてもあのような御決定を願つたといふことは、私としては実は満足いたしましたわけでありませう。そのことは決して日本銀行が与えられた権限を放棄したということではないと確信をいたしております。

○横山委員 あなたの確信で、それが社会がその確信を認めればよいのであります。けれども残念ながらその社会はあなたの確信を今回は認めていないのです。これは多くの経済評論誌、多くの新聞、多くの人によつて語られられておるところであります。私は今回の体験というものはきつめて重要な実績を残してしまつたという感じがしてならないのであります。何のために数年かかつて日銀法の改正が學者の間であるいは委員の間でけんけんがくがくとやつて、そしてあいつ終末を告げておるか、それが今回このやうな経済引き締めの一歩せとぎわの中になると、日銀は自分の主張が政府のベースに巻き込まれてしまつて、池田さんが金利を引き上げたという印象しかだれも持つていないのであります。将来日銀法の改正をあらためて議論いたしますときに、今回の経験というものが大きく左右されるというのを私は心からおそれるでございませう。ところが、いや、そうではない、あくまで日銀がインシアティブをとつて、この金利引き上げという問題は日銀が責任を負つて

やったのだということが、どこをもつて立証されるのでございましょうか。それでどうしてあなたは国民に対して説得力ある説明をなさろうとするのでございましょうか。

○山際参考人 お尋ねの点は、私としては非常に賛成でございします。私自身としては、私の判断で決行したという確信は抱いております。ただ申し上げましたように、なるべく関係者方面に同調を求め、なかなか金利政策だけでは解決しないならば、他の方面にも同じような施策を求めるという努力は払うべきだ、それは私は払ったつもりであります。しかしながら決定自身は、これは私もその責任において決定いたしましたことであるので、お尋ねのような御批判を受けることは非常に残念でありますけれども、私ももといたしましては、さような確信で実はおるわけでございます。

○横山委員 あえて私がいろいろ苦言を呈しておりますのは、冒頭に申しましたように、ぜひ一つしっかりしていただきたいという気持ちで申し上げておるのでありますから、どうぞあなたの今おっしゃることが将来にわたって継続されるように私は心から要望してやまないでございます。

もう一つ、いやみみたいなことで恐縮なものでございますが、お伺いしたいと思うのは、こういうことなんです。それは予算委員会でも本会議でもいろいろ議論が出ておるのであります。が、私もが考えまして、今の金融引き締めの非常にシビアな情勢を国民の皆さんに十分知ってもらおう、そうして自覚してもらうために必要なことは、

今どうなっているかということ、どうしてこうなったかというその責任の帰趨を明らかにすることだ、こういうふうに考えておるのであります。あるいは山際さんにそういうことを聞くのは少し間違っているかもしれないが、私もが考えますのは、何か政策転換という印象を与えることをおそれるの余り、今やっていることは間違いないのだということだけを言って、一番大事なこと、今非常に危険な情勢ですということと率直に語ることに不足してある。そういう考え方がしてならないのであります。この点について、あなたの差しつかえない範囲でけっこうでございますから、率直に御意見を伺いたい。

○山際参考人 私といたしましては、その点は非常に大事な点だと思います。機会あるごとに、今春来、私の見る経済の前途というものについては、何と申しますか、俗に申せば、しばしば警告を発してきておるのであります。また機会を得ては、できるだけ現状のありのままを国民に訴えて協力を求めるという方途を尽しておるつもりでございます。ですから、力及ばず十分にその成果を上げていないという感じもございまして、非常に私は大事な点だと思っておりますので、この点は将来とも極力努力をいたしたいと考えております。いかなることを過去において申したかということ、たとえば銀行大会における私の演説でございしますと、あるいは各協会における私の公表されたいろいろな所見というものをござらんいたれば、私といたしましては、あらゆる機会をとらえて、率直に

その事実を申し上げて訴えて参ったつもりでございます。

○横山委員 先ほどあなたが申し上げました中小企業の問題でございします。三十二年の経過もありとおっしゃいました。しかし三十二年はあなたもよく御存じかと思うのでありますが、池田さんのときに、私も大蔵委員が一生懸命に、それこそ超党派で政府金融機関あるいは買いオペ等を実施して、いささか大蔵委員として自負したことがございしました。ところが、その年の全金融機関の大企業向け及び中小企業向けの金融の実績を見ますと、大企業には驚くような増進を、中小企業には激減をいたしておったものであります。ああいう失敗を今回は繰り返してはならぬと痛感をしておるのであります。ですから、今政府金融機関にどんなに金を投じ込もうとも、買いオペをどのくらいいたそうと、それを結局大企業が利用をして、手形をおそくしなくてもいいものをおそくしたり、あるいはまた系列融資を大銀行から大資本にしたり、そういう大本で根っこをつかまなければならぬと痛感をされておるのであります。その点では、先ほどあなたが申し上げましたように、融資割合をきちんと押えておくというところも一つ必要だと思っております。また私もかねて主張しておるよう

ような抽象的なことが実際に三十二年の経験からよってああいう失敗を繰り返されない方途というものが保証されるのかどうか、今の現状でそれが守られるのかどうか、百尺竿頭一歩を進めようという具体的な措置をとらなければならぬのではないかと、こういうことを痛感するのであります。いかがでしょうか。

○山際参考人 御指摘のように三十二年の経験も私はよく記憶をしております。あの場合に中小企業の俗に言われる黒字倒産というような問題を惹起しないために極力配慮したつもりでございます。今回も前回にも増してその問題は重要だと考えます。これは大蔵省とともく相談をいたしたいと思っております。すでに申し上げました通り、大蔵省におかれましては、数日前にこれに関するごまごまとした通牒を出して、この際における中小企業というものを不当なるしわ寄せ、あおりを食わぬようにという配慮を十分にいたされしております。私もといたしましては、十分取引関係を通じてさような弊害の起きませんように、今後できるだけだけの注意を払っていきたいと考えております。

○横山委員 あとの委員の御質問がありますから、私はこれで終わります。ただいまの問題を具体的に説明することとができれば誠に残念でございます。くれぐれもその点を私は要望をいたしまして質問を終わります。

○小川委員長 春日一幸君。○春日委員 私は今まで日本銀行が融資政策、通貨政策、これは堀君も横山君も指摘されました通り、たとえば昨

年の八月に一厘下げられて、また一月に一厘下げられた、当時われわれは強い批判をいたしました。そうかと思うとすぐ四月に資金量を減らす措置をとられ、七月には逆に公定歩合を上げられ、九月にはまたもやそれを高められた、そういうような場合に、なされるものが四角がはなはだしいのでございします。このことは日本経済をしてはなだ歩みずらくしておる、つまづきやすくしておる結果、さまざまな障害が、大きな業界にも、わけて中小企業にも多く現われておること、これは御承知の通りであろうと思っております。従いまして、こういう問題についてはわれわれははなはだ強く非難的であり、全く不満であります。けれども、こういう議論は本日わずかな時間では尽くすことはできないと思っております。主としてこの際今横山君からも述べられました通り、日本銀行は何と言っても日本銀行法第一条が明示をいたしております通りに、究極的には円価値をいかに確保するかということにあらうと思っております。そのために国家的な信託を受けられておると思っております。けれども、こういう意味で今さらながらもう一べん確かめておきたいと思っております。日本銀行法第一条の中に、「国家ノ政策ニ即シ」こういうことが書いてあります。私は日銀總裁特に山際總裁は、この「国家ノ政策」というものをどのように理解をされておるのであるか。すなわち、時の政府の政策というふうにおられ

るのであるか。すなわち「国家ノ政策」という文章が明示されておるのであり

まするが、「国家ノ政策」というものは、そのときにおける政府の政策と考へられておるのか、それとも円価値を確保しなければならぬという民族的至上命令の方から判断されて、そこには政府の政策もより含まれてはおるけれども、そこにさらに大きな規模において国家経済というものが一つあって、それを發揮せしめることのために、日銀はいかにあるべきか、その中から通貨政策あるいは金融政策、信用制度を確保するための諸施策が日銀独自で案出されなければならぬと判断されておるのであるか、この問題は重要な問題であるかと思ひますので、山際総裁がこの第一歩を理屈されておるあり方について、まず第一歩に伺つておきたい。

○山際参考人 実は今お示し下さいましたことは、私が当時大蔵省に在動いたしまして、銀行局長としてみずから立案いたしましたものであります。私は、その字句は具体的な特定の政府のことを言つておるつもりはございません。むしろ政府なり国会なりを通じて国の方針として認められたものがあれば、それに従つていくのが日銀の当然の義務と思ひますけれども、ただ一つ御指摘のように通貨価値の安定維持ということは、これは至上命令でございます。その至上命令を侵害しない範囲においては、今のような要請に対しては極力協力していかなければならない、かように実は読んでおるわけでございます。

先般米平岡君、私たちがここで強くあなたに論じて参つたのでございまして、いすれにしても国立銀行の使命というものの、性格は、政府のらち外にあつてはかるべきものである。きょうの政府はあしたかわる。たとえば今日池田さんがあつたことを言つておられるけれども、同じ保守党の中でも、たとえば藤山さんあたりが、そのステツマンになられるような場合には相当変わつてくる。特にまた社会党が組閣するということになれば大転換をする。そういうようなときに、そのときどきの政府の金融政策あるいは経済政策に日銀が追従するということになつて参りますならば、この第一歩の精神というものが意義をなさぬと思う。かかる意味において、池田内閣の所得倍増計画とか、高度成長政策とか、こういうようなものはある程度むろん国の経済の目標の中の一部ではあろうけれども、それが全部ではない。だから私は時の内閣によつて、あなたが金融政策や、あるいはまたいろいろな通貨政策について大きな圧力を受けておられるのではない。か、こういうことについて、われわれはもとよりのこと、今横山君の指摘されたように、広範なる国民各階層の中で大へん不信任感というものがあつてあります。日銀というものは、われわれ日本民族の独自のものである。そして公定歩合のごときも、これは日銀に与えられておる專屬固有の権限であつて、あなたが大蔵大臣なかと相談さるべき筋合いのものではない。あなたが日銀政策委員会にかけ、そこであなたがかくあるべしと判断をされたら——日銀政策委員会の中で政府から出ておるところの二

人の委員は、大体これは表決権すらも制限されておるくらいのものであつて、日銀政策はかくあるべしと考へたら、池田さんが何と言おうと、水田さんが何と言おうと、あなたがばんとやつておけばよろしい。それをあなたがあつてみた話してみたり、ごちゃごちゃされておる経過が一々新聞に出てくるものですから、それでこれは日銀というものは機能を喪失したのではないかと、期せずして国民の心の中に不安感がわいて、少なくともその信用の総元締めでありますところの日銀が——その日銀の生命は信頼感、国民の信用の度合いにかんづかつて、そこに初めてあなたの方の機能が果たし得ると思ひます。きょうの池田さん、何と言おうと、水田さんが何と言おうと、銀行局長なかがとげたことをぬかし、全然そんなことは片耳にもはさまないで、少なくとも日本国民に円価値を委託されたその責任を痛感して、断々固として所信を貫いていくか、志入れられずば、辞表をたたきつけて国へ帰る、このくらいの決意を持つて事に当たつていただかなければならぬ。われわれがことさらにこのことを強調しなければならぬような、そういう背景にあることをきわめて遺憾に存するものであります。この点十分一つわれわれの意のあるところを御銘記願ひたい。

そこで私は、そのような見識の上にあなたが立たれて、今これからお伺いしますが、三、四の点の問題について、日銀としての独自の見解を明らかにいたされたい。日銀が景気観測をいかに行なつておるか、円価値の確保を

国民から信託を受けた最高の責任者として、その見通しをどのように立てておるのであるか、この機会を通じて日銀の見解を明らかにお示しを願ひたいと思ひます。

その第一点は、日銀は国際収支回復の見通しをどのように立てられておるのであるか、この一点についてお述べを願ひます。

○山際参考人 現在の国際収支の状況がいつ均衡を回復するかというめぐりつきましては、実は私どもの考えは先ほどお尋ねがございましたのに対してはお答えを申し上げました通りであります。大体において来年の輸出期には均衡を回復したいというめぐりつきしております。その点は日本銀行といつても十分に検討いたしました。そして十分円滑な経済の運営を維持しながら、しかもなおきびしく押えるべきところは押えて、そのくらいのテンポでもって回復をはかつていくのが妥当ではないかという考え方です。今やつております。

○春日委員 そういたしますと日銀の景気観測も、特にこの国際収支に対する見通しも、これは回復期は池田さんは大体において昭和三十三年の輸出期、なかんずく十一月ごろにとんと、そこから黒字のきざしが現われるのではないかと予算委員会でも述べられておるところであります。日銀の見通しも、大体池田総理の見通しに合致したものであります。

○山際参考人 総理大臣が答へられたと言われるところも、各種の、政府その他の持つ材料から積み上げられた結果だろふと思ひます。おそろく同じような材料を基礎にいたしまして、私ど

もの方でも判断を立てておると思ひますので、別に打ち合わせたわけではございせんけれども、大体において来年度下期という目標で進んでおることは事実でございます。

○春日委員 そういたしますと、昭和二十八年の不況時代、昭和三十一年における金詰まり、こういうふうなときにおきます金融引き締めの政策というものは、その記録をたどつてみますと、昭和二十八年のときには大体十カ月間、昭和三十一年のときには八カ月間、引き締めの態勢が持続されました。そこで日銀の見通しといつては、今回立てられましたところの総合引き締め対策、これが持続される見通しは大体において来年の今ごろあるいは十一月ごろ、かのごとくに見通しを立てられておるのであるか。それとももっと早期にこれは緩和され得ると見通しを立てられておるものであるか。その辺に対する御見解をお述べ願ひたいと思ひます。

○山際参考人 もちろん国際収支の状況に關しましては、非常にたくさん要素が重なつております。対外関係等の要素もございまして、的確な見通しを立てることは非常にむづかしい仕事でございます。けれども、大体において私は来年の、今申し上げました程度の回復を期するためには、せつかく立てられました総合対策というものは、やはりなお明年に入つてその近くまでは持続されなければむづかしいだらう、かように考へております。

○春日委員 そういたしますと、やや明らかにいたしましたことは、この金融引き締めの総合対策、こういうものは向こう大体一カ年間、半長期にまた

がって強化されることあらんと、これがゆるめられるようなことはあり得ないであろう。国民はかくのごとく承して差しつかえございませんか。

○山際参考人 私の見通しと申しますか、考え方といしましては、ただいまお示しの通りと思います。

○春日委員 そういたしますと、これは二カ月、三カ月というような暫定的な一時的な措置とはいき切れない面があると思うのでございます。一年といいますと、今このようなスピードのテンポの時代におきまして、これは短期というよりもむしろ半長期と称すべきものであらうと思うのでございます。こういうようなときにおいて、なるほど金利政策について相当の関連施策を講ずるということは、私は当然に必要欠くべからざることでないかと思うのでございます。たとえば社債金利の問題にいたしましては、堀君から指摘されましたところの貸出金利の引き上げに伴うところの預金金利の問題にいたしまして、これは一連のバランスのある対策をとってしかるべきではないか。一カ月や二カ月や三、四カ月の問題ならば、われわれはこれを論ずるところではございません。けれども、今から来年の十一月といえは十三カ月の長い間この間日本の経済活動がアンバランスのままにこれが一時的な措置の名において捨てておかれるべき筋合いのものではないと思うのでございます。たとえば郵便貯金の問題が関連すると申されますけれども、御承知の通り現在国会は開会中である。わけて十二月からは通常国会も開かれます。そういうことで法的措置、量的措置、しようと思えばきよう案を起こ

してあした議決することも不可能ではない。こういうようなときに、とにかく貸出金利は引き上げられた。ところがその原資は何でありますか。これは大衆預金者の金である。一兆円をこえるところの膨大な金は国家の金である。こういう国家の金は引き揚げられておるから別といたしまして、国家の金を引き揚げたについて貸出金利が高められたことによつて、私は積算をいたしました。銀行局から資料の御提示を願いましたけれども、これは大幅に食い違ひまして、私どもそれぞれ権威ある筋からさらにいろいろ検討を願ったところによりますと、何といつてもこれは二百億近いものが銀行の増差益となつて現われて参ります。日銀からも資料を提示願いましたけれども、それは相当低い数字が現われて参つておりますが、とにかく正確には百八十億といういろいろな負担増によります。マイナス要件を引きまして、これは後ほど御検討を願うことに相なるであります。いづれにしてもかれこれ資金量が相当来年一年にまたがって増大することを別にいたしまして、現在の銀行の資金量の中において百八十億という、相当の収益増がみなされるのでございます。私は政策的にすなわち貯金奨励、消費抑制の政策的意図は別といたしまして、とにかく預金者に偏属すべきところのその利益を、これを銀行が自分一方的に独占することを許すという、この日銀政策のやり方は、これは少なくとも一カ年にまたがって、しかも来年度の資金量というものは相当増大するであらう。政府の成長計画によつても相当ふえていく。ふえていく中においては私

は相当の増差益というものが現われてくる。こういうようなものが公正に処理されなければなりません。消費抑制の政策に伴つて、それは十分重視されなければなりませんけれども、銀行が得るところの利益というものは預金者に還元するということは、これは必要にして欠くべからざることであると思つておられます。こういう意味で私どもの作りました、いろいろと積算をいたしました資料も十分参考になされて、半長期にまたがるところのこの金融引き締め政策によつていろいろと生じて参るところのアンバランス、社債金利の問題もあわせて考慮を願うべきでございまして、たとえば郵便貯金金利もまた同然であります。こういうことがなされなければならぬと思つておられますが、こういう問題について推移を見ましてから対策を講ずべしとあなたは今も述べられておられますし、この間新聞にも述べられておるようであります。今の時点においてあなたの所見は何でありますか、あわせて御答弁を願ひたい。

○山際参考人 ただいま御指摘の点につきましては前の質問に対してお答えを申し上げた通りの心境におるのでございまして、今後の情勢の推移いかんによりましては当然考えるべきものであらうと思ひますけれども、今なおその段階にすでに入つておるといふふうには実は取り扱つておりません。十分将来の問題として考慮いたしたいと考えております。

○春日委員 総合引き締め政策なるものが十三カ月の将来にまたがるであらうという事は、これは短期の臨時的、一時的措置とはいひがたいと思つのでございます。この問題を十分御判断を願ひまして、あらためて慎重な公正な御検討のあらんことを要望いたします。

最後に、私時間がありませんから、一点集約いたしまして伺ひをいたしますが、中小企業に對するし寄せ排除に對する日銀の対策でございまして、先般米の国会でも論じられて、水田大蔵大臣も答弁されておられますが、ここに今回の補正によりまして中小企業金融が資金源として、三公庫に對して買オペレーションによつて若干の、五百五十億のものが見込まれております。自民党さんから、その後これでは足らぬからといって、総額一千億というものが出されてはおりますが、結局こういうものは私は實際的に問題にならないと思つております。と申しますのは、今中小企業が使つておられますところの資金量が五兆何千億という膨大なものでございまして、銀行から借りておられます額はそんなに大きいのでございます。そういう五兆何千億の資金によつて、中小企業がそれぞれ金融を受け、事業を行なつておる。ところが今回の引き締めによりまして、しわが寄つて参ります。金額というものは、銀行局が何と申したつて、日銀が何と申されたところ、やはりこれは貸し倒れの心配のないところ、さらには信用度の高いところ、これは資本主義自由経済のもとにおいては、それが一つのオーソドックスな貸し出しの仕方であつて、回収の心配のあるところ、信用度の低いところ、担保のないところには貸せと言つたて貸しません。資金総量が今度減つてくる、減つてくれば、結局は大

企業に對してはあつたやうだと言ひながら、設備資金が制約を受ければ運転資金、そんな形になつてくると、結局貸し出し量を確保する、もつと締められておられますから、それは中小企業にしが寄つてくる、また大企業自体におきまして、資金量が現実に減つてくれば、これは何といたつたところで、現金払いを手形に、手形を払つておつたところは期日の延期ということになつて、これは實質的に寄つて参ります。これは大きなものでございまして、各地におきまして、非常にみんなが困つて参りまして、今まで現金でもらつておつたのが手形になり、さらに手形の支払い期日が延長されて、このごろでは二十日の台風手形をもらつたといふことで、大へんなことでございまして。東京手形交換所においても、あるいは東京商工興信所においても、これらの数字が歴然と現われて、日銀が把握されておる通りであります。私はこのときに、一体この中小企業の金融難を緩和するためのきめ手は何か。それは財政資金の投融資、これは一時的な効果にはなりませんけれども、きめ手にはなりません。きめ手ある措置をとらなければなりません。ただいま諸君によつて述べられました通り、今回のこの引き締めというものの、元凶はだれか。これは投資設備がいろいろと描いたところの投資オーストラが、こういうような形にしてしまふ。中小企業者は罪もともないものでございまして。元凶はとにかく自分いろいろとそのしわを他に転嫁する余地があるけれども、転嫁された中小企業者は、それに耐えるか、耐えずしてつぶれるか、二つに一つしかございませ

ん。これを政策的に耐えさせる策をと
り得るものは、私は日銀であり、政府
であろうと思います。だから今ワタを
減らすと言ったところで、相手が減
らしたかどうか。実際問題として、私
は銀行に対して大蔵大臣の訓示やあるい
は日銀総裁の態度、勧告などが行なわ
れても、それは決定的なきめ手になり
ません。何らかのきめ手になるべき措
置というものが講ぜられるにあらざれ
ば、これからの年末資金硬塞、来年第
四・四半期におきまところの金融恐
慌、これを切り抜けて中小企業者がそ
の命脈を保つということが非常に危ぶ
まれる。あなたはこれに対して何らか
深く考えられておられるところがあるよ
うであります。単なる勧告であるとか、
懇請であるとか、協力を求めると
かいようなそんなものではなくして、
何らかのきめ手になる措置をお考
えになっておられる、そんなことはありま
せんか。またどうなさべきであるとお
考えになっておりますか、総裁の御意
見を承りたいと思います。

○山際参考人 私は中小企業金融の金
融引き締めの際におけるしわ寄せの問
題につきましては、中小企業がわが国
の産業構造上非常に重要な地位を占め
ておられるにかながみまして、極力そのし
わが寄せらぬようにということをご各金融
機関に要請をいたしております。この
点につきましては、たとえば公定歩合
を引き上げまして、中小企業金融の
方にはその影響が及ばぬように、特に
引き上げないでおいてくれ、あるいは
今御指摘がございましたように、一定
の貸し出し比率の実績が今まで出てお
ります。三割何がしでございます。

第一類第五号 大蔵委員会議録第四号 昭和三十六年十月十三日

これらのものはその率上がることでそ
すれ、下がることのないようにという
要請をいたしております。しかし要
請なり勧告は何にもならぬじゃないか
と言われればそれまでであります。私
は相当な効果があると思はれてお
ります。むしろ行政的措置は同じよう
に大蔵省がその趣旨でやっておられる
と思ひますが、時おり情勢をチェッ
クいたしまして、その勧告なり全体の時
の趨勢に反するような現象が起こる場
合には、私はそこに格段の措置を協議
したいと考えておりますけれども、今
のところでは別にこれという手を特に
用意いたしておるわけではございませ
ん。また私の方では、三十二年の場合
でもそうでございましたが、特に各支
店に通牒を出しまして、その趣旨の徹
底をはかって、中小企業なるがゆえに
不当にしわが寄り、また不当に倒産等
の起こらぬように、万全の注意を怠ら
ず、もしさような点があれば、直ちに
それを本店に連絡をとりまして、適当
な措置を考へる組織を実は内部では考
えております。また、この問題
は実際の推移とともに、情勢に應じま
して特に注意深く考へていきたいと思
ひます。

○春日委員 御決意のほどは明らかに
なっておりますし、その方向はこれ
ように示されてはおります。けれども
私どもの心配は、それは決定的な効果
をもたらさないであろうというこの一
点にあるのであります。と申しますの
は、先般予算委員会でも明らかに
なりましたが、たしかことしの七月で
あります。中小企業に対する貸し出し
シェアは三割であったが、この八
月、九月においては、わずかであるけ
れども、三〇・八割でありますか、
とにかくわずかではあるけれども、現
実に減ってきておると、大蔵大臣は心
配しつつ答弁をいたしておるのでござ
います。わずか一カ月、二カ月でそんな
工合に現われて参りました。貸し出し
シェアの既存の率が減る方向に向かっ
ておるのであります。これから年末に
なりますので、御承知の通り、外為特
別会計の揚超、それから農林中金に対
する売りオペもあるようであります。
日銀自体の手による資金の回収もある
ようであります。そういうようなものが
いろいろとしわが集約をされて参りま
す。と、現にその傾向が現われておる
のであります。その歩調がさらに
テンポを早めれば、年末に至って中
小企業者の破産、倒産が現われてく
る。現実には去年の八月でありました
か、九月でありましたか、東京におけ
る中小企業者の破産の数字が昨年同
年に比して三三・七割の増進を示して
いると言われているのでございませ
ん。そういうものが破産したり倒産し
たりしたあとで、何らかの手をお打ち
になるといふことではいけません。や
はり事前措置、予防措置というものが
必要なことは言うまでもありません。そ
ういふのでありますから、私は今から直
ちに法的措置を講じろといったところ
で、これはなかなか困難ではございま
しょうけれども、しかしそれに見合
うところの、少なくとも強い格調の勧告
の仕方というものを私は関係銀行の責
任者を全部あなたが集められて、そ
うして日銀の総裁として、少しでもこ
率を減らしてもらっては困る、すなわ
ち三十六年七月の実績を少しでも減ら

してもらうては困る。このことを嚴重
に布告するとともに、全国の中小企業
者に対しては、ワタを減らされたら、
私のところへ言ってくる、その銀行
の頭取を呼びつけて、私どもの方で
問題を解決してやるくらい強い決意
を銀行と全国民に対して明らかにされ
る。このような形でもって、法的措置
によらずして中小企業者に対する被害
を排除していく、あなたの方としては
それだけの良心的な行動をせなければ
ならぬときであろうと思ふ。なぜなら
ば、あなたの方の誤りによって、すな
わち下げてはならないところに下げた
り、早く上げるべかりしときに上げた
かった、そういうことでこういふふう
になつてきたのでありますから、自分
でまいた種は自分で刈るという、こ
ういふ気持ちで、起きておられます諸問題
について、十分一つあまねく対策を講
じていただきたい。その中の具体的
な一つとして、たしか戦前その例が
あったさうであります。中小企業
専門の市中金融機関、たとえば相互銀
行、それから信用金庫に対して、日銀
として中小企業の特別ワタを設定する
の意思はございせんか。たとえば
六百億とか一億とかいう資金ワタを
設定されまして、そうして相互銀行は
ブロック別にある一定の金を出して、
信用金庫については、全国連合会一本
で日銀の国家資金を流して、そうして
中小企業専門機関に対して、絶対資金
量の減ってくるであらう面について、
日銀自体として積極的な策をあわせて
とっていくという、これは戦前かつて
考へられたのか、あったのか、私はそ
ういふような中小企業特別ワタを設定

して、そうして中小企業専門機関に國
家的性格の金を流し込んでいく、そ
ういふことについて何か御研究、御検討
になったことはございせんか。

○山際参考人 御指摘の御趣旨はよく
私にはわかりました。十分尊重いたし
たいと思ひます。現在の段階におい
て、具体的に、一に信用を拡張するこ
とによってさような資金をつけていく
ということ、実は今のところ考へて
おりません。むしろ、今やっております
ことは、他へ回す資金を節約し
て、極力中小企業への貸し出しを減ら
さぬよう、あるいはこれが金利を引き
上げぬようにということに注意し、勧
告いたしておるのであります。今後と
も注意深くその推移をよく見まして、
必要に応じてできるだけ適正な方途を
考へていきたいというのが今の段階で
ございませう。

○春日委員 いろいろ総合的な問題が
たくさんございませうけれども、もはや
時間が終わつたやうでございませう。
最後に、特に強調いたしたいこと
は、中小企業者は金利なんか一厘や二
厘、三厘、五厘くらい高くてもかまわ
ない、量さえ確保できればというくら
いの状態であらうし、また日本の経済
そのものの体質が、総裁がかつて述べ
られた通りそこにあるのでございま
す。でありますから、金利の問題より
も資金量の問題でございませう。中小企
業の資金量が今回の相互引き締め政策
によりまして、みじなりといへども
これが減るようなことがありませんよ
うに、あなたの全責任において善処さ
れることを強く要望いたしまして、私
の質問を終わります。

○小川委員長 石村英雄君。

常に暴落いたしまして、今週の初めの九日には旧ダウ平均で千三百四十五圓四十銭に落ちて、七月十八日の高値の

千八百二十九円七十四銭と比較すると、値下がりか四百八十四円三十四銭、下げた率は大体二六・五%になって、昭和三十二年度の暴落を上回っているような数字を示しております。しかるに池田総理大臣は先日の予算委員会において、私が首相に指名されたときよりもダウは下がっていない、こういふふうに言っておられますが、なるほど旧ダウから見ると、まだ三百円近く高くなっておりますが、その実際の平均で見ますと、二十円くらい下回っております。池田首相の言明が当を得ていないと考えざるを得ないわけでは

す。このような株価の暴落に關係いたしましたして、實際の動員数が三百五十万といわれ、延べ人員は一千万人以上も今投資家があるといわれておりますが、非常に不安を持っており、今後これ以上下落するようになりますと、社会不安をかますのではないかとこのことが心配されております。従来大蔵省はこの三年の間に非常に株が上った場合には、いろいろの規制やまた行政的な指導をやっておられますが、こういう下落したときには一体どういうような処置をとられるのか。上がるときにはいろいろな文句をつけ、下がったときにはそのままで、やはりいろいろな問題が起きるわけでございますが、まずその御意見を伺っておきたいと思ひます。政務次官あるいは、宮川理財局長にお尋ねします。

○宮川政府委員　御指摘のように最近非常に株価が下落したことは事実でございます。政府といたしましては、株

価というものは経済の先見性と申しますか、経済の動向を反映して自然に形成されるものでございますので、株価が高いからといってこれを無理に下げ、あるいはまた低いからといって無理にこれを引き上げるような措置は、原則として取るべきでないと考えておるわけでありまして、お話のように、株価が上昇している過程におきまして、政府あるいは証券取引所が規制措置を講じたことは事実でございます。これはしかし、株価が上昇するからというわけではございませんで、株価が形成される過程におきまして、かなり投機的、人間的な傾向が見られましたので、これに所要の規制措置を加えたわけでございます。従いまして、今回の下落を見ましても、投機的人間的な傾向の実態を反映しているものと見られるのであります。さようなわけでございまして、特にこ入れするといふような措置をとりませんでしたけれども、御承知のように従来加えて参りましたような規制措置、たとえば第一類銘柄に対する規制の緩和、あるいは第二類銘柄に対する売買関係の報告、あるいは価値制限を緩和するという措置をとりまして、最近におきましては株式売買の委託保証金の保証金率を引き下げ、あるいはまた代用証券をもって代用される場合の担保掛金を引き上げるといふような措置を講じて、適時、適切な措置を講じてきた次第であります。

申しませんが、ただ御承知のようにこの三年米池田さんが総理になられましたから、非常に一般投資家を刺激するようないろんな機構の改革とかあるいは証券界のいろいろな手だてをしたことがあります。しかしこれは投資家がやるのは勝手でありまして、政府としてやむを得ないけれども、政府としても今度の下落の問題については、やはり責任があるといふ責任があるというように考えております。今実は日銀の総裁にもお伺いいたしましたら、社会不安が起きた場合にはやはり手を打つというふうな意見がございました。まだ社会不安までには至っておりませんが、二、三の点でいろいろ事務的に処理をされておるのか、また現在大蔵省もされておりますが、このままに何もしないでやっていると、また四大証券の問題とかあるいは中小証券の問題についてもいろいろ問題があるかと存じます。そういう点で何か新しい手を打たれるのかどうか、このままにばかり、勝手にやったやつは、投資家は仕方がないんじゃないかというように放任されていくのかどうかをお伺いしたいと思います。

○宮川政府委員 率直に申し上げまして、お話のございましたように、株式投資というものはもとと投資家の責任と判断において行なわれるものでございまして、値下がりによってあるいは損する人が出てくることも、ある程度やむを得ないのじゃないかと思えます。しかしながら株価はやはり経済指数でございます。これが暴落すると、これは経済秩序に対する案外でありますし、またお話のように大衆投資家の保護ということも考えねばなりませんので、当局といたしましては、最近、きのうあたりから株価は多少持ち直っておりますが御承知の通りでありまして、いましばらく事態の静観をいたしたいと思っております。さらに大幅に引き下がるというような事態が起きました場合は、なお所要の措置を講じて参りたいと思っております。

○佐藤(観)委員 東証理事長の井上さん等も四大証券の社長などとお会って、いろいろ対策を講じておられるようでありまして、おそろく私は中小証券はもっと深刻な金詰まりがきておるのじゃないかと思われまして、そういう点で投資家を保護するといふようなことはなかなか簡単にできませんけれども、大蔵省は今のようないくつかの状態で、おそろく、それでも大丈夫だ、まあおそらくこのまま捨てておく、首つりなどという事件が起きるようなことも考えられますし、それから今まで大体三年間くらいは株がずっと上がるままでありまして、下落したことがないの、今度のようないくつかの状況で、そういうことは相当な影響が考えられますけれども、しかし何と云っても最近の投資家というのは非常に幅がふえたと、そういう点でいっても放任しておいていいものか、あるいはその他の、きょうも堀君がいろいろ日銀総裁にも質問しておりましたが、来年の後半期でないと国際収支の赤字が黒字にならぬといふこともいわれておりますが、このまま放置していくならば、相当のところまで下落するように予想されます。そういう点について大蔵省は、これは天野政務次官に大臣にか

わつての答弁と同時に、事務当局の方々にお伺いしたいわけですが、○宮川政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、今日の段階においては、いましばらく静観をするのが適当でないかと考えておりますが、今日のようには株価が下落したものは、これは御承知のように一つは経済動向に対する先行き見通しの暗さによるものでございまして、従いまして国際収支の改善その他の経済諸施策を講じて、経済をできるだけすみやかに安定せしめることが、株価立ち直りの第一条件ではないかと考えております。しかしながらそれに関連いたしまして、株価が下落しておりますのは、市場内部の要因にもよると思っております。三カ月前、七月十八日のピークを前にいたしました、信用取引で買い建てておりましたものが、決算期を控えてこれを転売しておるといふような事情もございまして、各会社が株式を持っておりまして、非常に金詰まりになりまして、証券金融をもう少し緩和するといふことが必要じゃないかと思っております。これは日本銀行総裁からあるいはお答えがあったかと思っておりますが、今日の段階においては証券金融を緩和すべき段階ではございません。しかし今後株価が暴落するといふような場合には、証券金融の緩和といったようなもの、あるいは信用取引の規制というようなものをもう少し積極的に行なうかどうか、かように考えております。

○佐藤(観)委員 この大蔵委員会で第二市場の問題が問題になりました、先日その市場が開かれたのであります。が、この第二市場の今度の株の暴落というものは関連があるのかないのか、また影響があるのかどうかということについて、これは調査官来ておられますから、調査官から答え願いたい。

○宮川政府委員 今回の株式下落につきましては、特に市場第二部の設置と直接の関連はないと思っております。

○佐藤(観)委員 第二市場の状況、どういう状況ですか。

○有吉説明員 局長の申しました通り直接の関連はございません。ただ、一部におきましては、株価の下落ということが二部におきましても同様な状態で続いている、かように考えております。

○佐藤(観)委員 もう一つ有吉調査官にお伺いしたいのですが、第二市場が上場されたために労働条件が非常に悪くなったといふような問題で、組合側とのいろいろないきさつがあるといふことを聞いておりますけれども、そういう問題はどうか、まあこの間もちょっとそういうような問題がありましたけれども、深くは入ってないと思っております。そういう問題がどういふような影響を持っておるかということも、これは現実の現場に關係をしておられる有吉さんに一つ伺っておきたい。

○有吉説明員 お尋ねの件でございますが、十月二日の市場第二部の発足の日に、午後十二時三十分より一時三十分まで組合がストを行なったのでございます。実際におきましては立ち合いが一時からでございますので、三十分間立ち合いに影響を及ぼしたというこ

参りまして、県の数といたしましては、私の記憶では三十数県になっておると
思います。
それからそういうふうな利子補給を
いたしますのと平仄を合わせまして、
やはり府県で保証協会を作りまして、
民法上の法人格を持ちます保証協会と
それ以外の任意の団体としての保証協
会と二つございませうけれども、前者が
大体二十九の法人格を持った団体に
なっております。後者が、法人
格を持ちませんのが大体九という数に
なっております状況でございます。

○有馬(輝)委員 坂村局長にお伺いし
たいのでありますが、この前、私は本
委員会におきまして、当時の安田畜産
局長に畜産の今後の見通しその他につ
いてお伺いをいたしましたのであります。こ
の畜産とも関連するわけでありませう
けれども、いわゆる近代化の方向という
ものについて、ただ農家がここに畜産
を導入したい、豚の値段が上がったか
ら豚を買いたい、あるいは少し下
がったからこれもやめにしてはかの果
樹をやってみたい、とにかく農家の心
理といたしまして、長期の展望に立っ
た経営計画の近代化ということじゃな
くて、とかく日先の農産物の市場価値
というものに幻惑されてとまどってお
るというのが、少なくとも現在の大方
の状態じゃないかと存じます。そ
ういう意味で、当然これは農業基本法
の成立に伴いまして、農林省としても
長期の展望に立った計画を持ってもら
れると思うのでありますが、畜産と果
樹、園芸に限りまして、どの程度の規
模のもので全国的に持っていくとして
おるのか、そしてそれにはどの程度
の資金を必要とするのか、局長の方か

らその展望についてお聞かせを願いた
いと思ひます。
○坂村政府委員 お答え申し上げます
が、直接の所管でもございませうので
あるいは正確なものになると思ひま
すので、数字的なことは申し上げられ
ないと思ひます。
御指摘のように、今後の農業の近代
化という方向は、個別に取り上げてみ
ますと何といひましてやはり畜産と
果樹というふうなものが大体おもなも
のになってくるんじゃないかと思うの
でございます。こういうものはえてし
て、御指摘のように非常に無計画に伸
びて参りますと、たとえば価格の下落
を来たすとかあるいは需要が詰まると
かいう問題がありますので、これは基
本法にもございませうに、需要の動
向を毎年農林省は調査をいたしまし
て、こういうものを把握いたしまし
て、長期的な計画のもとにこれを進め
ていく、こういうつもりで考えておる
わけでございます。ですから、そうい
う動向の実態につきましては国会にも
御報告を申し上げまして、そうして長
期的な展望のもとに、近代化して参り
ますものが中途で挫折をするようなこ
とのないように持っていくたい、こう
いう考えでおるわけでございます。

○有馬(輝)委員 専門の局長ではない
のでということで、数字の問題につ
いては全然タッチされなかつたのですけ
れども、問題は、やはり数字に――豚
を何万何千頭にするということじゃな
くて、やはり大体の傾向というものを
お聞かせ願ひなければ、ただ抽象的
に御答弁があつても納得しがたいので
すが、その点についていさ少し具体的
にお聞かせ願ひたいと思ひます。

○坂村政府委員 畜産局では畜産につ
いてのいろいろ今後の増殖計画、それ
から振興局におきましては果樹とかそ
の他園芸作物についての今後の姿とい
うものをのおの描いておられますけれ
ども、率直に申しましてそこまで大体
私の方に資料もございませうし、頭
もございませう。ただ方向といたしま
しては、近代化の方向はやはり果樹と
か畜産とかいう方向が相当ウエートを
持つて参る、こういうことは申し上げ
られると思うのでございまして、お答
え申し上げますわけでありませう。

○有馬(輝)委員 次に伺ひたいした
いと思ひますが、私どもの党では農家
の負債整理に対する法案を準備いたし
ておりますが、問題は、たとえば開拓
等におきましては特に顕著なのでござ
いませうが、負債の整理に追われてお
るというのが現状であります。です
から、たとえば農業近代化資金等に
いたしまして、せっかく借り入れたもの
が生計費に回る、前の負債の整理に回
るといふことで本来の目的にそぐわ
ないような形の運営がなされておるの
が現状であります。この農家の負債整理
という問題について、近代化資金との
関連の中で、どのような指導あるいは
処置を講じられようとおるか、こ
の点についてお聞かせ願ひたいと思
ひます。

○坂村政府委員 農家の負債の問題に
つきましては、全国的に見ますと、
各県につきましての調査はございま
せんけれども、大体今までの実態から見
まして、主として北海道が非常に負債
が積もりまして問題が大きくなってお
りましたわけでございます。その他内
地の府県につきましては、特に開拓者

等の場合におきましては、負債の問題
が相当深刻な問題がございました。そ
の他の場合におきましては、それらの
問題に比べますと、それほど負債の問
題を今直接取り上げて気にしなくても
いいのじゃないかというふうな程度で
あらうというふうな考えでおるわけ
でございます。そういうふうな状況で
ございませうので、北海道につきま
しては、昨年負債整理の調査をいたしま
した。政府も予算を組みまして、百万円
前後――百六十万円でございますが、
予算を組みまして、大蔵省と農林省が
一緒になって調査をいたしました。そ
ういふ資料に基づきまして、北海道につ
きましては非常に大きな負債をかか
えておりましたので、これについての対策
を、さしあたり自作農創設維持資金を
使ひまして、負債の整理をやるうとい
うことで今までやって参つておるわけ
でございます。大体今年度で一応の負
債の整理を片づけよう、こういうよう
なことを考えておるわけでございます。

それから開拓者につきましては、御
承知の通り本年の通常国会でございま
するが、一億の政府の予算を計上いた
しまして、これを基礎にいたしまして
て、開拓者についての特別な融資を一
つ考えた、こういうふうなことを、そ
の他開拓者については、全体について
開拓者の今まで非常に困つておる状況
を解決してあげようというふうな、い
ろいろな特別な施策を講じておるわけ
であります。一応そういうふうな、特
に困つたところにつきましては特別な
措置を講じて参ります。一般的な問題
といたしましては、現在のところ、近
代化資金に関連をいたしましてどう

うしようという考えはございませ
せん。
○有馬(輝)委員 北海道に対して、そ
れから開拓者に対して一億の金額云々
というお話でございませうけれども、
問題はさつき申し上げましたように、
順送りに、せつ々かの計画に基づいて
負債を整理するために貸し出しを行な
いまして、それがまた生活資金に
回つてしまふ、あるいは前の負債整理
をし切れない、こういう状態になるの
が落ちじゃないかと思うのであり
ます。その程度の規模で、はたして全
国の開拓者の負債を整理し得るよう
な状態になっておるのか、見通しとし
てはどうなんですか、そういう点をもう
一度お聞かせ願ひたいと思ひます。

○坂村政府委員 まことに申しわけ
ございませうが、農地局の所管でござ
いませうが、正確に申し上げることは
むずかしいと思ひますのでございま
す。大体そういう見込みのもとにそうい
う措置を講じておるといふふうに聞
いております。

○有馬(輝)委員 前の問題と関連して
今の負債整理の問題等もお伺ひし
たのでありますが、先ほど非常に抽象
的でありましたけれども、果樹、畜産
を主体とする今後の近代化の方向につ
いての農林省のお考えが述べられたわ
けであります。その計画に従つて実
施するためには、どの程度の――これ
は込みでけつこうでございませうから、
どの程度の資金を必要とするか、この
点をお聞かせいただきたいと思います。
○坂村政府委員 非常に大ざっぱな話
でまことに恐縮でございますけれども、
御了承を得まして申し上げますと、
来年度の予算要求といたしまして

は、これはまだ政府部内で固まった数字ではございませんけれども、農林省が大蔵省に対して予算要求いたしております考え方は、大体公庫の資金につきましても、近代化資金につきましても、主として果樹、畜産、こういうようなものを取り上げてみますと、本年の二倍の規模で要求をいたしておるわけでございます。最終的な決定というものは、農林省の一応の目安というものはそういうようなところで考えておるわけでございます。

○有馬(輝)委員 問題は、たとえば今度も国が三億円の基金を用意するといふようなことをやっておりますけれども、そういう額では私は全般的にいつてその需要に応じ切れないのではないかと、このように考えておるわけですね。その点につきましては、当然これはまた来年度予算でも検討いたしたいと考えております。

次に、生産協同組合の法案について準備しておられるようですが、この近代化資金の取り扱いについては、今度準備しておられます協同組合法の改正の中で生産協同組合の役割というものをどのようにしようとしておられるのか。たとえば貸付限度額も生産法人には一千万円以内というふうな一つの基準がございますが、この生産協同組合等の場合にはどのように扱われるのか、その点についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○坂村政府委員 おっしゃる通り生産農協ということを一応前国会では考えたわけでございますが、この前の国会で審議未了になりましたので、その後いろいろ検討いたしまして、現在農

事組合法人という形で農業の協業化を進めていくことを考えておるわけでございます。これにつきましては、近代化資金の融資の考え方は、大体限度額一千万円ということと考えておるのでございまして、実態をいろいろ当たつてみますと、この前の国会に近代化資金法案が上程されましたので、それを大体当てにいたしまして、末端では、たとえば共同養鶏であるとか、共同養豚であるとか、そういうようなものがいろいろ現実には生まれております。そういうようなものの実際の資金の需要の状況を見ますと、私現実に行ってみましたものを見ても、大体六、七百万円から七、八百万円というふうなもの、ほんとうに地道に堅実に築いたものにおきましてはその程度の需要のものが多くございまして、で、大体私は、一千万円限度額で考えて参りますれば、そういう末端の協業化というものは大部分がカバーできるのではあるまいかというように考えております。

○小川委員長 御報告いたします。通信委員会よりテレビジョン受像機及びラジオ聴取機に関する物品税の減免に関する件について申し入れがありました。申し入れ書につきましては、印刷物にいたしてお手元に配付しておきましたから、御承知おき下さい。次会は来たる十七日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十九分散会